

工 事 概 要

工事延長				m	40
構造物撤去工	式	1			
園路広場整備工	式	1			
植栽工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、本丸庭園内の園路空間の修景工事として、園路舗装及び園路沿いの植栽を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内 訳	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支 給	品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年7月	
歩掛適用年月	2026年7月	
基準適用年月	2026年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備			式	1				
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
舗装版破碎		舗装版種別：真砂土固化舗装版, 平均厚：30mm, 舗装材運搬・既設路盤整正含む						単 1号
			m2	75				
運搬処理工			式	1				
殻運搬		殻種別：がれき類, トラック[普通型]2t積						単 2号
			台	2				
殻処分		殻種別：がれき類						単 3号
			t	5				
施設整備			式	1				
園路広場整備工			式	1				
土系舗装工			式	1				
土舗装		混合材厚：5cm, 路盤再利用						単 4号
			m2	75				
植栽			式	1				
植栽工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地被類植栽工			式	1				
地被類植栽（スギゴケ）		地被類の種別:スギゴケ(黒土培土),養生工(竹串,テラス)含む,土壌改良無し	m2	55				単 5号
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	5				単 6号
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	本丸庭園内園路空間修景整備工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	舗装版破碎	舗装版種別:真砂土固化舗装版, 平均厚:30mm, 舗装材運搬・既設路盤整正含む	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
真砂土固化舗装取壊し			m2	100			単 7号	
舗装材運搬			m2	100			単 8号	
既設路盤整正			m2	100			単 9号	
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	殻運搬	殻種別:がれき類,トラック[普通型]2t積	単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 DID区間有, 17. 7km以下			台	1			単 10号	
諸雑費(まるめ)								
ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	殻処分	殻種別:がれき類	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 処分費 (がれき類)								
Y007600001001			t	1				
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	土舗装	混合材厚:5cm, 路盤再利用	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役							[] [1]
	R0125		人	5				
	特殊作業員							[] [1]
	R0101		人	10				
	普通作業員							[] [1]
	R0102		人	18				
	材料費 混合材(真砂土舗装材, 20Kg/袋×5袋)							
	Y000800015002		Kg	10, 000				
	諸雑費(率+まるめ)							[1] []
	ZS8000004	5%	式	1				
	合計							
	単価						円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	地被類植栽（スギゴケ）	地被類の種類別：スギゴケ（黒土培土）、養生工（竹串、テグス）含む、土壌改良無し	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
造園工								
単価補正1. 005	R0104		人	12				
土木一般世話役								
単価補正1. 005	R0125		人	2. 5				
材料費 スギゴケ（養生工含む：竹串、テグス）								
単価補正1. 005	Y000800015001		m2	100				
諸雑費（まるめ）								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	交通誘導警備員	B	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B							単 11号 02-05-21	
WB010212			人日	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	真砂土固化舗装取壊し		単位	m2	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役							
	R0125		人	0. 2				
	普通作業員							
	R0102		人	0. 3				
	小型バックホウ(クローラ)〔標準〕 排出ガス対策型(第2次基準)山積0. 13m3		日	0. 2			単 12号	
	諸雑費(まるめ)							
	ZS3000004		式	1				
	合計							
	単価						円／m2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	舗装材運搬		単位	m2	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力運搬(積込み～運搬～取卸し)		60m以下					02-01-04	
CB211150			m3	0. 3				
諸雑費(まるめ)								
ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円／m2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	既設路盤整正		単位	m2	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役							
	R0125		人	0. 12				
	普通作業員							
	R0102		人	0. 32				
	諸雑費(まるめ)							
	ZS3000004		式	1				
	合計							
	単価						円／m2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	穀運搬 DID区間有, 17. 7km以下		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック[普通型] 2t積		0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	時間	1. 2			単 13号 90-03-02	
K0302002								
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004								
合計								
単価							円／台	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1				
R0804								
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004								
合計								
単価							円／人日	

3 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	小型ハックホウ(クロー) [標準] 排出ガス対策型(第2次基準) 山積0. 13m3		単位	日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(特殊)								
	R0114		人	1				
軽油								
	Z006702002		L	21. 6				
小型ハックホウ(クロー) [標準] 排出ガス対策型(第2次基準) 山積0. 13m3								
	M000201034		日	1				
諸雑費(まるめ)								
	ZS30000004		式	1				
合計								
単価							円／日	

3 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号 K0302002	トラック[普通型] 2t積	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制 を適用しない, 0, しない, しない, 0時間	単位	時間	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(一般)								
	R0115		人	0. 21				
軽油								
	Z006702002		L	3. 9				
トラック[普通型] 2t積								
	M000302002		時間	1				
諸雑費(まるめ)								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円／時間	

特 記 仕 様 書（個別工事編）

工 事 名 本丸庭園内園路空間修景整備工事

工事場所 京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541 番地

1 一般事項

第 1 条（適用）

本工事の履行に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 7 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 8 年 4 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第 2 条（受注者希望方式による「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施）

1 本工事は「通期の週休 2 日」は必須とする。なお、「京都市建設局週休 2 日工事」に倣い、受注者希望方式による「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」を実施する場合は、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>) に基づいて実施すること。

2 受注者は、「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望しない場合は、工事打合せ簿に記録すること。

また、上記いずれかを実施する場合は、契約後すみやかに、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録し、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「週休 2 日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第 3 条（前払金）

前払金は、請負代金の 40%以内とし、中間前払金は、同様に 20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 二条城は全域が史跡に指定されており、城内には国宝、重要文化財に指定されている建造物や特別名勝に指定された庭園のほか、石垣、樹木、施設等は史跡の構成要素となっている。これら、各施設等の文化財的価値を念頭におき、その保存に関して細心の注意を払いながら施工を行うこと。
- 2 工事の実施に当たっては、来城者の安全確保のために必要な措置を講じるとともに、常に観覧、各施設の利用、通行の妨げにならないよう配慮しながら施工を行うこと。
- 3 施工中に、来城者等とのトラブルがないよう十分に注意すること。万一、トラブルがあった場合には、受注者において丁寧に対処すること。また、速やかに監督職員へ報告すること。
- 4 施工中は、文化財及びその他施設に損傷を与えないよう注意すること。万一、文化財やその他施設を損傷させた場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示のもと処理し復旧すること。受注者の故意又は過失により生じた損害は、全て受注者の処理及び負担とする。
- 5 二条城は、年間を通じて催事が実施されるため、催事の予定を考慮したうえで、資材の搬入、発生材の搬出、騒音を伴う作業等の日時を設定すること。
- 6 二条城は、入退城口、入退城時間、城内の通行ルート等について、細かくルールが定められているため、事前に監督職員と協議を行い、これらを反映させた施工計画書を作成すること。
- 7 施工に当たっては、適切に現場の養生を行うこと。また、作業後は、作業場所周辺の掃除、片付けを行うこと。
- 8 工事とは関係のない建物及び施設内には許可なく立ち入らないこと。
- 9 本工事の関係者であることを明確にするため入城証を発行する。発行に伴い、工事関係者の氏名を指定の様式に記載し、着手日の10日前までに監督職員へ提出すること。様式については別途、提供するものとする。また、本工事完了後、速やかに入城証を返却すること。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、監督職員からの指示及び条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
履行範囲	1～2名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第6条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
園路広場整備工 土系舗装	土舗装	混合材
植栽工 地被類植栽工	地被類植栽（スギゴケ）	スギゴケ

第7条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第8条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種・種別等	細 別	確 認 項 目
構造物撤去工 ・ 構造物取壊し工	舗装版破砕	・ 既設路盤整正施工時（整正作業確認）
園路広場整備工 ・ 土系舗装	土舗装	・ 表層施工時（表層厚の確認） ・ 散水施工時（散水量等の作業確認） ・ 転圧作業時（転圧状況の確認）

第9条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
施工範囲の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う(ただし、立会確認書は必要としない。)
資材置場、資材等の運搬に係る車両駐車場所の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う(ただし、立会確認書は必要としない。)
保安施設設置場所の確認	作業前に監督職員と立会確認を行う(ただし、立会確認書は必要としない。)

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
がれき類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区大枝沓掛町 26-306	設計運搬距離 L = 16.5 km

第11条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結

時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第12条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の14日前までに提出すること。また、完成検査に必要な関係書類については、工期末の5日前までに提出すること。

第13条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定するこ

と。

- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第14条（植栽工事における植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね2／3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
スギゴケ
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
植栽工	地被類植栽工	地被類植栽（スギゴケ）	

第15条（工事に係る事項）

本工事の施工に当たっては、下記の事項に留意すること。

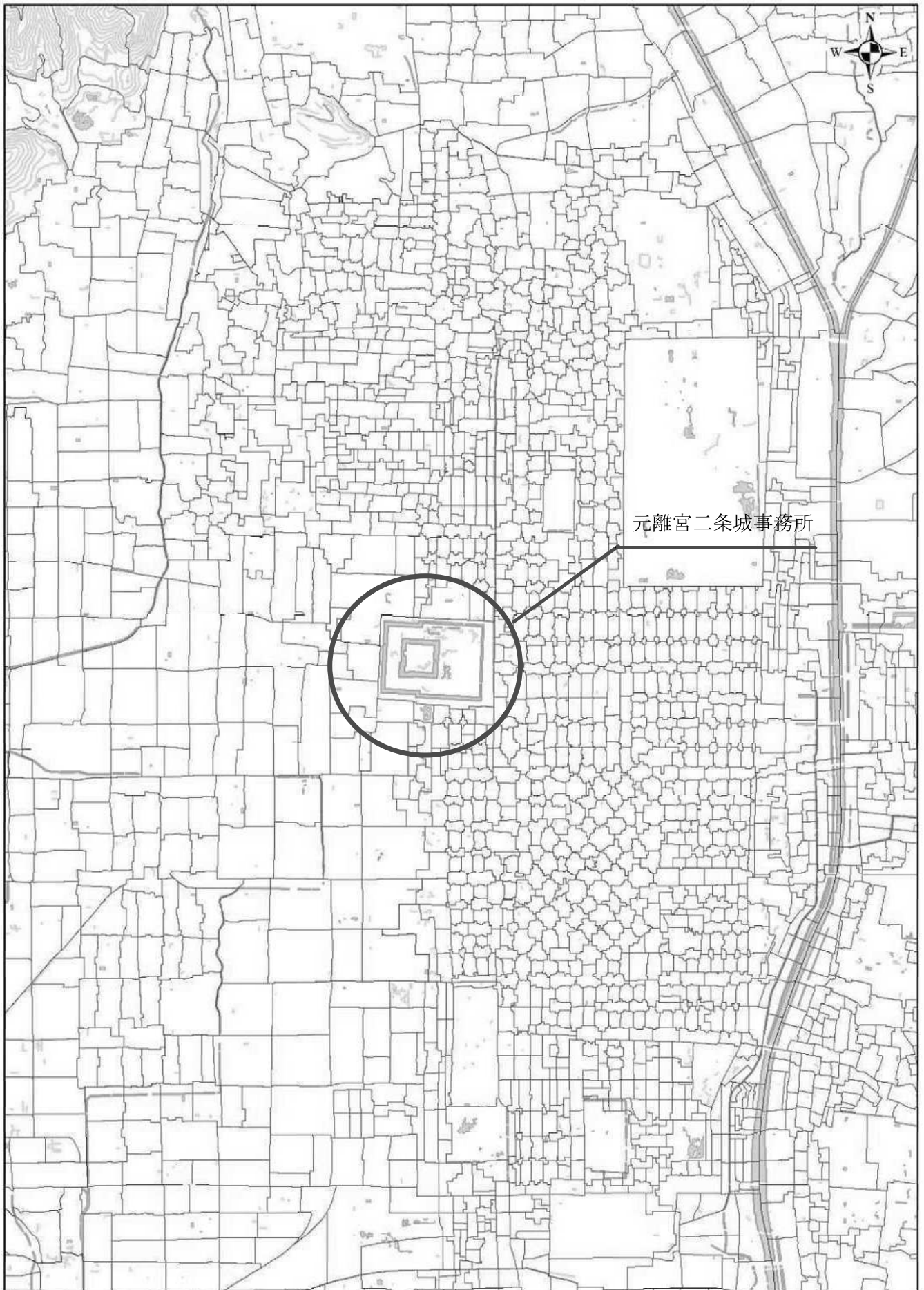
- 1 本工事施工範囲は、観覧動線の一部であるため、天守閣跡や本丸御殿入口までの動線を確保した施工計画を立てること。
- 2 既設排水施設、既存樹木、建造物等を損傷又は破損させないように、適切な養生を行うこと。
- 3 施工で必要とする工事関係車両（資材・機械等の搬入出車両）以外は、城内北東部の駐車場へ駐車すること。但し、駐車台数に限りがあるため、監督職員と協議のうえ台数を決定すること。
- 4 施工は土日、祝日を除いて実施すること。但し、天候等の影響により実施せざるを得ない場合については、監督職員と協議のうえ作業日を決定すること。
- 5 城内で施工中の他工事（本丸地区の建築工事及び電気設備工事）との調整を図り、本工事のスムーズな進捗に努めること。
- 6 開城時間中（午前8時45分～午後5時）における工事関係車両の城内通行は原則、禁止とする。但し、不測の事態等により通行せざるを得ない場合については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。また、通行時においては来城者の安全を確保するため、車両の先頭等に誘

導員を配置し、最徐行で通行すること。

7 立入禁止や誘導表示等の表示文は、多言語表示とすること。

8 保安施設（コーン、バー等）の色調及び仕様については、景観に配慮すること。

位置図



1:25,000

位置図（城内拡大図）

